

## 平成22年度（第2回）鳥取市国民健康保険運営協議会議事概要

- I 日 時 平成23年1月20日（木） 午後3時
- II 会 場 さわやか会館3階 第1多目的室
- III 出席者
- 委 員 金子会長、林会長代行、大西委員、田中委員、森（文）委員、  
山崎委員、山下委員、山内委員、本多委員、大月委員、  
松浦委員、中村委員、平山委員、丸尾委員
- 鳥取市 竹内市長、井上部長、中島課長、山崎参事、森山課長補佐、  
西村主査兼収納係長、河井主査兼給付係長、蔵増主任、  
田中保健医療福祉連携課長、尾室主査兼総合健診係長

### IV 会議次第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 諮 問 （竹内市長から会長へ諮問書を提出）
- 4 会長あいさつ
- 5 議事録署名委員の選出
- 6 議 題
  - （1）協議事項
    - ①鳥取市の国民健康保険をめぐる状況について
    - ②平成22年度国民健康保険費特別会計歳入歳出決算見込及び補正予算（案）について
    - ③国民健康保険事業の運営について
      - ・平成23年度国民健康保険費特別会計当初予算（案）について
      - ・平成23年度保険料率について
    - ④一部負担金の減免制度の実施について

#### （2）その他

- 7 その他
- 8 閉 会

### V 議事概要

#### （事務局）

本日の会議は、委員17名のうち14名が出席ですので、会議は成立することを報告します。

これ以降の日程につきましては、会長に議事の進行をお願いします。

#### （会長）

これより議事に入ります。初めに議事録署名委員ですが、山下委員と松浦委員にお願いしたいと思います。それでは議事に入ります。

協議事項①「鳥取市の国民健康保険をめぐる状況について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(会長)

ただ今の説明について、御意見・御質問がありましたらおねがいします。  
資料5ページは、毎年10%保険料率を上げていくという設定でのもの  
ですか。

(事務局)

そうした場合に、このままでいくとどのように推移するかを想定したも  
のです。

(委員)

国保の財政運営は、22年度、23年度の予算案を見ただけでも大変厳  
しいが、毎年10%の料率改定なんてとても考えられない。お医者さんサ  
イドはどのようなお考えなのでしょうか。

(委員)

国保の被保険者の方々の年齢が上がってきていることや医療の内容を吟  
味していただけてないことによると思います。このような実態を医療機関  
はもっと知る必要があると思います。また、請求についても、国保連でチ  
ェックをしているのですが、これからますます厳しく審査されるようにな  
ってくると思います。

(委員)

経済的な理由で4割が治療を中断するというような報道もあります。保  
険料を払ったうえで、治療費を払わなければならないのですから。経済情  
勢にもよりますが、ますます払えない人が多くなるのではないかと思います。

(会長)

次に、協議事項②「平成22年度国民健康保険費特別会計歳入歳出決算  
見込及び補正予算(案)」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(会長)

ただ今の説明について、御意見・御質問がありましたらおねがいします。

《質疑・意見なし》

では、後でまとめて質問をいただくこととして、協議事項③「国民健康  
保険事業の運営について」の「平成23年度国民健康保険費特別会計当初  
予算(案)」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(会長)

では、引き続き、「平成23年度保険料率について」事務局から説明を  
お願いします。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(会長)

ただ今の説明について、御意見・御質問がありましたらおねがいします。  
平成23年度の歳入不足10億1,300万円の中に県からの借入金の返済は含まれていますか。

(事務局)

県からの借入金の返済は平成24年度から5年間で返済となりますので、この中には算定していません。

(委員)

10億1,300万円の不足には、一般会計からの法定外繰り入れはゼロとみての不足ですね。

(事務局)

そのとおりです。現状のままであれば不足するということです。

(委員)

保険料収入以外の国庫からとか県からの支出金に関する増加というのは見込めませんか。

(事務局)

財政運営に関する制度の中で、増額になるという情報はありません。厚生労働省の国民健康保険課長のセミナーの中で、国にもお金がないのだということをおっしゃっていたので、難しいところだと思います。

(委員)

もう、運営協議会で何か手を打って解決する問題ではないと思います。会社でいえば、会社更生法の適用をしなければならないような状況です。従って、不足分となる10億円を全て保険料にかぶせるというような非常識的なことよりも、案2か案3で絞り込んで話をするのがいいと考えます。それにしても焼け石に水という状況かと思いますが。

(会長)

それでは、それぞれの委員の方々に案1、案2、案3のうちどれがいいか、あるいはもっと別のものがあれば意見をお伺いしたいと思います。

(委員)

いまさら言ってもしょうがないのですけれども、今年上げるときにもう1段階、やっぱり上げておくべきだったと思います。今年また上げるとなるとどのように言われるだろう、しかし、上げないとやっていけないし、なかなか返事のしょうがないのですが。

(委員)

協会けんぽも引き上げを予定していると新聞報道されています。これも連続の引き上げでして、国保ほどの引き上げ率にはならないのですが、国保の方も引き上げはやむなしだと思います。

(委員)

昨年は、料率を出来る限り抑えてということでお願いしたのですが、やっぱり先送り、棚上げという感じもあります。案3であれば、先送りになり、3億円くらいは次年度に繰り越しされるということになるので、どうかと思うのですが、案2の22%の改定率は厳しいと思います。その中間くらいがいいかなと思います。

(委員)

本年度の10%近い値上げはかなりの値上げだったと思っています。それが来年度10億円くらい赤字が生まれるとは思ってなくて戸惑っています。協会けんぽにしても引き上げ率は大きくないので、本来は2~3%位が適当かと思っています。なんとか一般会計からの法定外繰り入れでつなぎながら、年金も来年度は下がるということもありますし、3案を中心に考えて、もう少し下げてでもよいのではないのでしょうか。経済状況からすると、上げ幅は3万円より少し下というような判断をしたいと思っています。

(委員)

保険料が試算だと年々上がっていくわけですが、こうなると国保から抜けていく人もあるんじゃないのでしょうか。どこまでだったら払えるのかというような上限額をアンケート調査してみてはどうでしょうか。

(会長)

アンケートをしてみれば、必ず低い方がよいという結果になると思います。国保は民間保険と違って強制加入ですから抜けることはできません。払わなければ差押えということになります。

(委員)

昨年は、新型インフルエンザというような要因が考えられたのですが、もはや、そのような特別な理由があって不足が生じたということではないと考えなくてはならないと思います。全国の自治体の43%が赤字だというような状況で、高齢化がますます進行するのですから制度の根本から国に直していただかないとだめだと思います。

(委員)

高額医療については、昨年は医療費の改定があって、入院費が上がっているというようなことですが、来年度の7%増というのはどのように考えてますか

(事務局)

医療費全体として、高額医療の方にシフトしているように考えており、過去5年間の伸びを勘案しながら算定しているところです。

(委員)

以前も言いましたが、自動車保険のように、医療を受けた人からの徴収割合を上げるような仕組みをとらないと破たんの道を歩むと思います。受益者負担を取り入れることが必要ではないのでしょうか。昨年1割上がっている段階で限界だと思います。

(委員)

健康保険組合でも、前期高齢者の新規がだんだん増えています。団塊の世代の関係もあろうかと思えます。そうすると医療費も増えてきますので、案2に近いところでないといつまでたっても見通しが立たない状況になると思えます。

(委員)

この状況では、保険料負担を増やすしかないと思えますが、案2は大変だと思えます。国では消費税と社会保障費の関係を言いだしていますが、それにより国保を支えていただかなければいけないと思えます。

(委員)

私としては案2と案3の間が適当だと思えます。

(委員)

厳しさが目の当たりにできる状況で、借入れするとか、借金を残していくということには反対です。案3ではそれに近い状況になるだろうと思えますし、案2であれば何とか市民の方に納得がいただけるのではないかと考えます。

また、お医者さん側はどのように考えていますかということがありました。保険の点数は以前に比べるとかなり下がっています。例えば、歯科医であれば、入れ歯の調整に来られても、月3回目からは報酬を請求できません。虫歯の治療にかぶせものを作ったら、以降2年間は作り直しはだめですよ、その時には歯科医が自腹を切りなさいというようなシステムがたくさん入ってきているところです。

これらは、国の政策によるものですが、料率につきましても国保を継続するという大前提があるとすれば、上げざるを得ないと思えます。

(委員)

国保財政が厳しいのは分かるのですが、本当に皆さんが払えるのかが心配です。生活が苦しい方ばかりで、滞納する人がどんどん増えてくるのではないかと思います。国保制度もつぶしてはいけないので、最低減での引き上げにとどめてほしいと思えます。

(委員)

私も、上げるのはやむを得ないと思えますが、鳥取では企業でも景気の悪さを感じられますし、支払いも払えない人が1割以上に増えてくるのではないのでしょうか。上げて払えない人が増えてくれば何にもならないので、最低限の案3で進めていただけたらと思えます。

(委員)

協会けんぽでは、財政状況は国保と同じように厳しい状態で、全国の数字として9.34%が9.50%に引き上げになります。このような状況でジェネリック差額通知の取り組みを行っており、切り替え率が鳥取県で26.2%でした。これは、中国5県の中で切り替え率が一番低いわけですが、月額271万円、年額3,153万円の減額となっています。

引き上げ率については、協会けんぽの中でも2分の1を負担する事業主では、払えないという声もあり、自営の方が多い国保で10%の上げ幅で本当に払えるものか不安です。やはり、極力小さい上げ幅じゃないと難しいと思います。

(委員)

借金を後世に残さないということを前回も言わせていただいたのですが、やはり保険料を上げて、国保制度の現状がこのような状態なのだということが自覚していただくことが必要だと思います。こんな状況であるということを市民の皆さんにも大々的に発表していただき、私たちも行政も一体となって情報提供していくことが求められると思います。

保険料率については、案2と案3の間がいいと思います。

(委員)

案3の2億円というのはどういった算出で出てきたものですか。

(事務局)

案1は、不足分を本来賄うべき保険料にするとどのようになるか、案2は、その中でも全てを被保険者に負わせるのではなく、一定の支援を一般会計から行うということで2分の1を法定外繰入し、後は保険料で賄えばどうなるか、案3は、前回の議論の中で、保険料改定を行うとしても前年対比10%が限界であろうという線が出てきたと思っており、それを金額に直していくと2億円になったという算出です。ただし、案3になると不足分が残ることになりますので、次の年への繰上充用も覚悟しなければならないということになります。

(委員)

補助金などの制度では、負担割合を3分の1とか4分の1とかに定めて行うことがよくあります。今回も不足となる10億1,300万円の4分の1を料率改定するとかの方がよいような気もするのですが、いずれにしても国に、要望するしかないのでしょうか。

(事務局)

根本的には国に考えていただかなくてはならないことだと思います。全国市長会では、国保制度というのは、現在市町村が行っていますが、社会保障制度として本来国が保険者となってやっていくべきだということで要望しています。

しかし、一足飛びにはならないものですから、国の負担をもっと増やしてほしいと言っています。全国的にも、大きな赤字があったり、繰上充用をするような状況があり、制度として破たんに近いような危機的な状況になっているわけですから、国にもしっかりと考えていただきたいということをずっと申し上げています。

当面、私たちにできることとして、ジェネリック医薬品の使用促進や適切なお医者さんのかかり方などを普及していくことや広報などによる医療費の節約があると考えています。本年度もチラシやポスターを作り、公民

館や医療機関に掲示したり、健康ひろばや成人式で配布したりしており、これからも市民の皆さんに訴えていくことをしなければならないと思っています。同時に収納対策として、支払っていただくような取り組みを行うことも必要だと考えています。

(委員)

答申に載せる意見としては、今やもう第一に制度改革だと思います。これをとにかく国に強く求めていきますと書いたうえで、当分の間は急な値上げは出来ないから10%とかの値上げに抑えざるを得なかったという表記でいかないとだめだと思います。

また、先ほどあったように市報等で広く周知をしていただきたいと思います。

(会長)

支払いができるかどうかということで、昨年も同じような議論になって10%を超えるのはまずいという最終的な結論となりました。昨年の感じから行くと同様に10%を超えるのは相当きついと思いますし、ましてや2年連続となるわけですから。しかし、案3よりも低いとなると、次世代への繰り越し債務が膨らむわけですから、案3を基本として考えたいと思いますがいかがでしょうか。それに際しては、税財政を含めた制度改革ということを入りながらということですが。

《委員各位からの異論なし》

(会長)

それでは、協議事項④「一部負担金の減免制度の実施について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(会長)

ただ今の説明について、御意見・御質問がありますか。

なければ、一部負担金の減免について、案のとおり実施するということによろしいですか。

続いて(2)その他について、皆様から何かありますか。

《特になし》

それでは、今日の議論に基づいて、私と林会長代行で答申書を出すことになりましたが、内容は一任いただくようお願いします。

それでは、平成22年度第2回の鳥取市国民健康保険運営協議会を閉会します。